

制定 2026 年 9 月 1 日

リクルート活動における行動規範について

ミサワホーム株式会社

当社は、男女雇用機会均等法の改正（2026年10月1日施行）により、求職者の皆様に安心して求職活動を行っていただけるよう、リクルート活動（任意のOB・OG訪問を含む）における行動規範を制定し、求職者に対して社員側がパワーバランス上優位にある立場を利用して、セクシュアル・ハラスメントを惹き起こすことのないよう、人権を尊重、重視した行動の厳守を社員に対して周知徹底することと致しました。

【リクルート活動における行動規範】

1. 社員への周知啓発

求職者と面談をする可能性のある社員を対象に、啓発・教育を実施し、行動規範の遵守徹底を図ります

2. リクルート活動のルール

①面談場所

次のいずれかの場所における面談を義務付けています

- ・会社施設（本社・各支店・住宅展示場等）の会議室又はオープンスペース
- ・求職者の所属学校施設
- ・喫茶店・レストラン等（1対1の面談の場合は個室不可）
- ・会社指定のWEB 会議システム

②求職者への連絡機器

会社支給のPC・携帯電話のみ

3. 就活ハラスメント相談窓口

当社のリクルート活動（任意のOB・OG訪問を含む）におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は、次の窓口で受け付けます

【相談窓口】

メールアドレス: Compliancebu_Mh@home.misawa.co.jp

以 上